

公示第08002号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年四月十四日

関東信越厚生局長

渡辺 真俊

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長医 一八一五九	杉田 和明	令和八年三月二十三日
長医 一八一六〇	城内 遥	令和八年三月二十三日
長医 一八一六一	山崎 悠輝	令和八年三月二十四日
長医 一八一六二	関 裕介	令和八年三月二十四日
長医 一八一六三	鶴見 航大	令和八年三月二十四日
長医 一八一六四	中島 那由他	令和八年三月二十五日
長医 一八一六五	佐川 将太	令和八年三月二十五日
長医 一八一六六	S H E N D A N D A N	令和八年三月二十五日
長医 一八一六七	磯部 一世	令和八年三月二十六日
長医 一八一六八	石黒 環樹	令和八年三月二十六日
長医 一八一六九	梅原 実菜子	令和八年三月二十七日
長医 一八一七〇	工藤 将敏	令和八年三月二十七日
長医 一八一七一	塩見 祥	令和八年三月二十七日
長医 一八一七二	寺園 千夏	令和八年三月二十七日
長医 一八一七三	成瀬 寧音	令和八年三月二十八日
長医 一八一七四	高遠 峻	令和八年三月二十八日
長医 一八一七五	湯浅 敦子	令和八年三月二十九日
長医 一八一七六	野本 祥太	令和八年三月三十日
長医 一八一七七	辻 卓哉	令和八年三月三十日
長医 一八一七八	伊豫田 光	令和八年三月三十日







公示第08009号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年四月三十日

関東信越厚生局長

渡辺 真俊

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長医 一八一九五	徳島 優樹	令和八年四月二日
長医 一八一九六	引田 雄大	令和八年四月二日
長医 一八一九七	清水 空詩	令和八年四月二日
長医 一八一九八	齊藤 海斗	令和八年四月二日
長医 一八一九九	横前 寛太	令和八年四月二日
長医 一八二〇〇	黒岩 望美	令和八年四月二日
長医 一八二〇一	倉橋 徹	令和八年四月二日
長医 一八二〇二	下井 優芽	令和八年四月二日
長医 一八二〇三	松元 海国	令和八年四月二日
長医 一八二〇四	今溝 詠大	令和八年四月三日
長医 一八二〇五	筒井 隆之	令和八年四月三日
長医 一八二〇六	大野 武丸	令和八年四月三日
長医 一八二〇七	河田 正幸	令和八年四月三日
長医 一八二〇八	樋口 裕祐	令和八年四月三日
長医 一八二〇九	太田 哲治	令和八年四月三日
長医 一八二一〇	小林 花織	令和八年四月三日
長医 一八二一一	関 耕佑	令和八年四月三日
長医 一八二一二	野村 世名	令和八年四月三日
長医 一八二一三	小野 有加	令和八年四月三日
長医 一八二一四	関口 温也	令和八年四月三日



